



第16回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2024年12月26日（木曜日）午前10時

開催方法

【バーチャルオンリー株主総会】
場所の定めのない株主総会として開催いたします。

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
- 第3号議案 当社と株式会社キューボグループとの合併
契約承認の件
- 第4号議案 当社と株式会社キューボとの合併契約承認
の件
- 第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発
行する件

株式会社キャリア

証券コード：6198

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期におきましては、以前より取り組んでまいりました、主力事業の生産性向上施策の効果として、シニアケア事業を大きく成長させられた反面、シニアワーク事業におきましては計画を大きく下回り、減収減益となってしまい、株主の皆様にはご心配をおかけいたしました。

今後におきましては、成長市場であるケア市場により投資をしつつ、シニアワーク事業の立て直しを行っていくことで、ケア市場においてのプレゼンスをさらに高めていくべく社員一同頑張っております。

株主のみなさまには、ぜひとも引き続きご支援賜れば幸いです。

代表取締役会長兼社長

かわしま いちろう
川嶋 一郎

証券コード 6198
2024年12月11日
(電子提供措置の開始日 2024年12月4日)

株 主 各 位

東京都世田谷区太子堂4丁目1番1号
キャロットタワー14階
株式会社キャリア
代表取締役会長 川嶋一郎
兼社長

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第16回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】 <https://www.careergift.co.jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「キャリア」又は「コード」に当社証券コード「6198」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

本年の定時株主総会につきましては、産業競争力強化法第66条第1項及び当社定款第12条第2項に基づき、場所の定めのない株主総会(以下「バーチャルオンリー株主総会」)といたします。つきましては、本株主総会には、株主様が実際にご来場いただける会場がございませんので、3頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」をご確認の上、オンラインでご出席いただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席いただけない場合は、書面(郵送)によって事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご確認の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年12月25日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年12月26日（木曜日）午前10時
（ログイン開始：午前9時30分）
通信障害等の影響により、本定時株主総会を2024年12月26日（木曜日）午前10時に開会することができない場合には、本定時株主総会は12月27日（金曜日）午前10時に延期することといたします。
 2. 開催方法 パーチャルオンリー株主総会
場所の定めのない株主総会として開催いたします。
当社指定のウェブサイト（<https://web.lumiagm.com/734130700>）を通じてご出席ください。
ご出席いただくために必要となる環境やお手続方法等の詳細は、3頁以下の「パーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内」をご確認願います。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第16期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第3号議案 | 当社と株式会社キューボグループとの合併契約承認の件 |
| 第4号議案 | 当社と株式会社キューボとの合併契約承認の件 |
| 第5号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |

以 上

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎会社法改正により、電子提供措置事項について上記各ウェブサイトにてアクセスの上、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりました。
本株主総会においては、電子提供措置事項のうち、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、事業報告、連結計算書類、計算書類の一部について記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

バーチャルオンリー株主総会の開催方法と議決権行使に関するご案内

バーチャルオンリー株主総会では、ライブ配信をご視聴いただきながら、ご質問等及び議決権行使等が可能です。

通常のライブ視聴とは異なり、会社法上、株主総会に「出席」したものと取り扱われます(以下、「オンライン出席」といいます)。

(1) バーチャルオンリー株主総会へのご出席方法及び情報の送受信をするために必要な事項

本定時株主総会は、通信方法としてインターネットを利用したバーチャルオンリー株主総会(場所の定めのない株主総会)の形式にて開催いたします。

バーチャルオンリー株主総会にご出席される場合には、株主総会開催日当日(2024年12月26日(木曜日))の午前9時30分以降に、以下の当社ウェブサイトへアクセスしてください。

※ミーティングIDは「」です。

- ① 上記のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、アクセスしてください。
- ② 接続されましたら、ログインIDとして議決権行使書に記載されている株主様の「株主番号」、ログインパスワードとして議決権行使書に記載されている株主様の登録ご住所の「郵便番号」(ハイフンは除く7ケタ)を、画面表示にしたがって入力しログインしてください。

※議決権行使書を投函する前に、「株主番号(議決権行使書のログインID欄に記載の9桁の数字)」及び「株主様の郵便番号」を、必ずお手元にお控えください。

議決権行使書 株式会社キャリア 留中		株主番号	議決権行使票数	留	
私は、2023年12月26日開催の貴社 第45回定時株主総会(臨時株主総会 を含む。)における各議案につき、右記 (賛否を○印で表示)のとおり議決権を 行使します。		議案	第1号 議案	第2号 議案	議案 の総数
2023年12月 日		ログインID = 株主番号			
株主番号につき報告 の表示をされない 場合は、報告の表示 があったものとして 取り扱います。		000-0000	ログインパスワード = 郵便番号		
株式会社キャリア		※株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使票用紙に賛否をご表示いただき、2023年12月26日までに到着するようお願いください。 ※第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「別」に記載の出戻候補者となります。 ※色のボールペンにより、はっきりと印刷をご記入ください。			
株式会社キャリア		株式会社キャリア			

(2) 議決権の行使及び事前の議決権行使の効力の取扱い

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、決議事項の採決時にオンライン上の「議決権行使」タブより議決権を行使いただけます。

事前に郵送により行使いただきました議決権につきましては、バーチャルオンリー株主総会にご出席（ログイン）いただいた時点においてはその効力を維持する取扱いとし、その後、各議案の採決にあたり、株主様が議決権を行使された場合には、株主総会において行使された意思表示を株主様の議決権行使結果として取扱い、その時点で事前の議決権行使を無効として取扱います。従いまして、株主総会にて特段の議決権行使をされない場合には、事前に行使いただいた内容がそのまま維持されます。

本株主総会出席の際の議決権行使の取り扱いの内容

本株主総会にご出席いただいた場合の議決権行使の取り扱いについては、次のとおりです。

株主総会前日まで	本株主総会当日	議決権行使の取り扱い
議決権を事前行使した	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効（事前行使は無効）
	議決権を行使しなかった	議決権の事前行使が有効
議決権を事前行使していない	議決権を行使した*	当日の議決権行使が有効
	議決権を行使しなかった	不行使

※賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものも含め）不行使となりますので、株主総会当日に議決権を行使される場合は、すべての議案について、賛否をご表示ください。

(3) バーチャルオンリー株主総会ご出席に際して必要となる事項

推奨視聴環境は以下のとおりです。

推奨視聴環境

	パソコン		スマートフォン	
	Windows	Mac	Android	iOS
OS	Windows 11 Windows 10	MacOS 最新版	Android 5以上	iOS 11以上
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Mozilla Firefox	Safari	Chrome	Safari

※ブラウザは最新バージョンをご利用ください。

※1 Mbps以上の安定した通信スピードが必要です。高画質の動画をストリームするのに5 Mbps以上の高速インターネットプランの利用を推奨いたします。

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。

なお、オンライン出席に必要となる通信機器類及び通信料金等の一切の費用については、株主様のご負担となります。株主様をご利用のパソコン・スマートフォン等の不具合や、株主様ご自身の通信環境等を原因として、株主様がオンライン出席できない場合や議決権等を行使できない場合もございますので、事前に議決権を行使の上ご出席ください。

後述のとおり、バーチャルオンリー株主総会にご出席の株主様からのご質問及び動議の提出は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行う予定です。このため、マイク及びカメラをご用意いただく必要はございません。

※ご利用の機器（ブラウザ）によっては画面遷移が異なる場合がございますのでご了承ください。またインターネットエクスプローラーはご利用いただけません。

※ログインに関するご不明点については、8頁「ログイン情報に関するお問い合わせ」までお問い合わせください。

(4) 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害に関する対策についての方針の内容の概要

- ・通信の方法に係る障害に関する対策として、当社が使用する回線は正副2回線を準備いたします。
- ・議決権行使及び動議・質問に係るシステムは正常であるが、映像配信のみに障害が生じた場合の代替手段として、ビデオ会議システムを利用した映像配信への切り替えを実施いたします。株主様は切り替え後の映像配信を見ながら、引き続き議決権行使及び動議・質問に係るシステムを利用することで議決権行使及び動議・質問が可能です。
- ・通信の方法に係る障害が生じた場合に関し、以下の項目を含む対処マニュアルを作成しています。

- 通信障害時の対応方法

通信の方法に係る障害が生じた場合、当社において通信環境（通信回線・通信機器・配信サーバ環境）を切り替えます。具体的には、通信回線に障害が生じた場合は、正回線から副回線への切り替え、映像や音声など通信機器に係る障害が生じた場合は予備機器への切り替え、配信サーバ及びネットワーク環境に障害が発生した場合はバックアップサーバ及びネットワーク環境への切り替えを行うことにより議事を継続いたします。

- 意思決定方法

通信障害が発生し復旧の見込みが立たないと判断される場合、責任者がその旨を議長に報告いたします。

議長は下記の議長一任決議に基づき、株主総会の延期又は続行を決定し、株主様に当社ウェブサイト (<https://www.careergift.co.jp/ir/>) において周知いたします。

- 株主様への周知方法

議決権行使及び動議・質問に係る当社ウェブサイトのホーム画面で周知いたします。

- ・場所の定めのない株主総会においては、予め取締役会にて代替の日程（予備日）を含めた招集決議を行った上で、総会冒頭で「場所の定めのない株主総会において、通信障害により諸事に著しい支障が生じた場合に、株主総会の延期または続行を議長が決定できる件」に係る決議について株主総会に諮るものといたします。

(5) 場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法としてインターネットを利用することに支障のある株主の利益の確保に配慮することについての方針の内容の概要

- ・場所の定めのない株主総会の招集にあたって、議決権の行使を希望する株主様のうちインターネットを使用することに支障のある株主様については、書面による事前の議決権行使を推奨する旨を、招集通知に記載し通知いたします。

(6) ご質問及び動議について

バーチャルオンリー株主総会にご出席いただきますと、議長が指定する時間内に、「当日質問・動議」タブより、ご質問及び動議を提出いただけます（受付は当社指定のウェブサイトよりテキストをご入力いただく形で行います。具体的な方法につきましては本定時株主総会においてご説明いたします。）。

ご質問につきましては、株主様おひとりにつき1問、文字数は250文字以内にまとめてお送りいただくことといたします。

いただいたご質問のすべてに回答できない場合がありますので、予めご了承ください。また、いただいたご質問は、本定時株主総会の目的事項に関する質問であり、かつ他の質問と重複しないものを中心に取り上げることといたします。

動議につきましても、円滑な議事進行の観点から、株主様おひとりにつき1回、1提案当たり250文字以内にまとめてお送りいただくことといたしますので、予めご了承ください。

また、当日、ご質問及び動議につきましては、株主総会開会直後から受け付けることを予定しておりますが、円滑な議事進行の観点から、議長において、受付終了時間の設定や対応時期の判断等をさせていただく可能性がございますので、予めご了承ください。なお、同様の質問等を繰り返し送信する、膨大な文字量のテキストデータの送信を繰り返す、本定時株主総会の目的事項と関係のない不適切な内容を含む質問等の送信を続けるなど、議事の進行やバーチャルオンリー株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の命令又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

(7) 代理出席の取扱いについて

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権を行使することができます。

ご希望の株主様は、株主総会に先立って2024年12月19日（木曜日）までに、当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要になりますので、詳細は下記までお問い合わせください。

【代理出席に関するお問い合わせ先】

株式会社キャリア 株主総会運営事務局 宛

メールアドレス：ir@careergift.co.jp

FAX番号：03-6869-3136

※ご返信先のメールアドレス又はFAX番号を必ずご記載ください。

(8) お問い合わせについて

- ・バーチャルオンリー株主総会へのご出席／ご質問等の方法及び議決権行使に関する議決権行使システム等に関するお問い合わせ

バーチャル株主総会ヘルプデスク 0120-245-022

株主総会当日（12月26日（木曜日）） 午前9時～配信終了まで

- ・ログイン情報に関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社

フリーダイヤル 0120-288-324

受付時間：土・日・祝日を除く午前9時～午後5時まで

事業報告

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資は、新規出店や既存支店内の設備及び経営効率、ガバナンスの強化を目的としたシステム投資、派遣スタッフの集客の効率化を目的としたサイト構築を中心に総額21,881千円を実施しております。

② 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、800,000千円を金融機関借入にて実施いたしました。

③ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社キューボグループ	100千円	100.0%	子会社の経営管理
株式会社キューボ	45,000千円	100.0% (59.0%)	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社ジョブラボ	57,500千円	100.0%	人材派遣、人材紹介等の人材サービス業
株式会社ウェルネスキャリアサポート	30,000千円	100.0%	障がい者雇用支援事業、有料職業紹介事業
株式会社プレニチュード	10,000千円	80.0%	HRテック事業

(注) 議決権比率の()内は、間接所有割合を内数で記載しております。

2. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長兼社長	川 嶋 一 郎	BH株式会社 代表取締役 株式会社J R西日本キャリア 代表取締役 株式会社キューボグループ 代表取締役 株式会社ジョブコラボ 取締役 株式会社ウエルネスキャリアサポート 代表取締役
取 締 役	蒲 原 翔 太	株式会社k u s a v e e 代表取締役 株式会社キューボ 取締役 株式会社ウエルネスキャリアサポート 取締役 株式会社プレニチュード 代表取締役
取 締 役	池 田 脩 太 郎	
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	岩 見 和 磨	菅尾・岩見法律事務所 代表
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	館 充 保 <small>(弁護士職務上の氏名 高村充保)</small>	設楽・阪本法律事務所 弁護士 株式会社コープミート 監査役 全農エネルギー株式会社 社外監査役 株式会社C&F ロジホールディングス 社外取締役 (監査等 委員)
取 締 役 員 (監 査 等 委 員)	山 本 和 成	山本和成公認会計士・税理士事務所 所長

- (注) 1. 取締役池田脩太郎氏、取締役岩見和磨氏、取締役館充保氏及び取締役山本和成氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員山本和成氏は、税理士及び公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、社外取締役の池田脩太郎氏、岩見和磨氏、館充保氏及び山本和成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員が重要会議に出席し、適宜監査等委員会で組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 海老澤篤氏につきましては、2023年12月26日をもって当社取締役及び株式会社ウエルネスキャリアサポート代表取締役並びに株式会社ジョブコラボ取締役を辞任しております。

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

(イ) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、当社の取締役の報酬は、確定金額報酬としての基本報酬及び非金銭報酬等（株式報酬）により構成されるものとする。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給することとする。

(ロ) 基本報酬（確定金額報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の水準、当社の業績、従業員給与の水準などを合わせて考慮し、総合的に勘案して決定するものとする。

(ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、反映した現金報酬とする。目標となる業績指標や計算方法は、適宜、環境の変化に応じて、指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等としては、株式報酬とし、市況や事業の状況、当社戦略に応じて支給を検討する。支給する場合においては、中期経営計画に対する役割及び期待値を反映し、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。なお、株式報酬の内容、数の算定方法の決定、株式報酬の付与時期、その他株式報酬に係る内容については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

(二) 確定金額報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、各取締役の職責、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行う。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で個人別の報酬等の内容を決定するものとする。

(ホ) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

取締役に対し報酬等を与える時期については、基本報酬及び業績連動報酬は月例の固定報酬として月に一度支給する。非金銭報酬等は、その都度取締役会において決定をし、支給する。

報酬等の条件の決定に関しては、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえ、指名・報酬委員会において検討を行い、取締役会においては、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、決定するものとする。

(ヘ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

取締役の個人別の確定金額報酬の内容については、各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分を加味し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

取締役の個人別の業績連動報酬等は、各取締役の事業年度ごとの業績指標（KPI）の達成度のランクに応じて、算出し、指名・報酬委員会において検討する。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、これを決定する。

なお、取締役の個人別の株式報酬の内容については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において、その内容を決定する。

当社は、2021年3月18日開催の取締役会において取締役の報酬等の基本方針を定めており、その概要は事業報告12ページに記載のとおりであります。第5号議案「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」をご承認いただいた場合、社外取締役の報酬等の当該方針について非金銭報酬を含む内容に改定することを予定しております。

② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

(イ) 基本報酬及び非金銭報酬等（株式報酬）の内容は、社外取締役を過半数の委員として

- 構成する指名・報酬委員会による審議結果を考慮したうえで取締役会で決定されており、その決定の客観性・透明性が確保されているため
- (ロ) 業績連動報酬の内容は、指名・報酬委員会の独立性・客観性・透明性の高いプロセスで決定されているため

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5名 (2)	54,246千円 (7,400)	49,903千円 (7,400)	4,343千円 -
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (4)	11,000 (9,500)	11,000 (9,500)	- -
合 計 （うち社外役員）	10 (6)	65,246 (16,900)	60,903 (16,900)	4,343千円 -

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、役員報酬とは別枠で2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、当社取締役3名（社外取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的としたストックオプションとして年額300,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名です。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年12月24日の第11回定時株主総会において、年額500百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名です。
4. 取締役の報酬については、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会の決議による取締役の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬等の決定方針は、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会で審議し、2021年3月18日開催の取締役会にて承認する方法にて決定しており、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員である取締役の協議にて決めております。
5. 取締役の人員及び報酬等の額につきましては、2023年12月21日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名、2023年12月26日をもって辞任した取締役1名が含まれております。
6. 非金銭報酬等には、新株予約権の公正価値を算定し、当事業年度に費用計上すべき金額を記載しております。また、辞任した取締役ににかかる株式報酬費用を戻し入れております。

(注) 本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の理由

当社の今後の事業拡大及び戦略的事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行うものです。

2. 定款変更の内容

定款変更案の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(48) 【省略】 【新設】 (49)前各号に附帯する一切の業務</p>	<p>（目的） 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(48) 【現行どおり】 <u>(49)医療、介護、保育等の人材育成事業</u> <u>(50)前各号に附帯する一切の業務</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	かわしまいちろう 川嶋一郎 (1978年7月12日) 再任	2001年2月 株式会社ザッパラス入社 2007年10月 BH株式会社設立 代表取締役（現任） 2008年5月 株式会社PINK設立 代表取締役 2009年4月 当社設立 代表取締役 2011年8月 株式会社アズスタッフ設立 取締役 2011年10月 当社代表取締役会長 2012年10月 株式会社BUY THE WAY設立 取締役 2013年9月 当社取締役会長 2018年10月 当社代表取締役会長 2018年12月 当社代表取締役会長兼社長（現任） 2019年3月 株式会社キューボグループ 代表取締役（現任） 2019年4月 株式会社J R西日本キャリア 代表取締役（現任） 2020年12月 株式会社ジョブコラボ 取締役（現任） 2024年1月 株式会社ウェルネスキャリアサポート 代表取締役（現任）	4,270,520株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	かん ぼら しょう た 蒲原 翔太 (1984年11月28日) 再任	2009年4月 株式会社キャリアマート入社 2009年10月 当社入社 2011年10月 当社メディカル事業部長 2012年10月 当社執行役員 2013年10月 当社取締役 2014年4月 当社事業本部副部長 兼 シニアケア事業部長 2017年4月 当社第二事業本部本部長 2019年8月 株式会社k u s a v e e 代表取締役(現任) 2023年3月 当社執行役員 2023年12月 当社取締役(現任) 2024年1月 株式会社プレニチュード 代表取締役(現任) 2024年1月 株式会社ウェルネスキャリアサポート 取締役(現任)	-株
3	たけ がみ まさ ひこ 竹上 雅彦 (1978年3月31日) 新任	2001年4月 グッドウィル・グループ株式会社 入社 2004年8月 株式会社グッドウィルへ転籍 2008年8月 ワンサードキャリア株式会社 取締役 2012年4月 株式会社ブレイブ 執行役員事業本部長 2013年9月 同社取締役 2017年3月 株式会社キューボ 代表取締役 2018年12月 当社取締役 2019年3月 株式会社キューボグループ 取締役 2023年12月 当社執行役員(現任) 2024年1月 株式会社キューボ 代表取締役(現任)	77,400株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	いけだ しゅう たろう 池田 脩 太郎 (1985年11月21日) 再任	2009年4月 株式会社リクルート入社 2014年4月 同社リクナビ進学ブックグループ グループマネージャー 2015年4月 同社スタディサプリB2B企画開発 グループマネージャー 2016年4月 同社スタディサプリB2B戦略企画 グループマネージャー 2018年4月 同社スタディサプリB2B事業企画 部長 スタディサプリ事業開発部 シニアマネージャー 2021年4月 同社進学情報プロダクトマネジメントユニットユニット長 2022年4月 同社販促領域プロダクトマネジメント室(まなび) 室長(現任) Quipper Philippines 取締役(現任) Quipper Indonesia 取締役(現任) 2023年4月 株式会社リクルート販促領域プロダクトマネジメント室(マリッジ&ファミリー・自動車) 室長(現任) 2023年12月 当社取締役(現任)	-株

- (注) 1. 川嶋一郎氏は当社の親会社等に該当いたします。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 池田脩太郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 池田脩太郎氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 竹上雅彦氏は、当社及びグループ会社で長年にわたり、複数の部門長、役員を歴任し当社の事業拡大に貢献しております。これらの経験と見識に基づき、当社が今後も既存事業を拡大するにあたり、重要な役割を果たせると期待して、取締役候補者とするものであります。
6. 池田脩太郎氏は、株式会社リクルートの事業開発部門の要職を歴任し、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、職務執行の監督等に十分な役割を果たせると期待して、社外取締役候補者とするものであります。
7. 当社は、池田脩太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任された場合、当社は、同氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、池田脩太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結して

おり、今後2025年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

第3号議案 当社と株式会社キューボグループとの合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

当社は、派遣事業拡大のための当グループ企業のあり方について、具体的な協議及び検討を進めてまいりました。当該協議及び検討を踏まえ、経営資源の効率化及びグループ経営力の結集を目的として、連結子会社の5社のうち、当社の連結子会社である株式会社キューボグループ（以下、「キューボグループ」と言います。）及び株式会社キューボ（以下、「キューボ」と言います。）の2社を当社に吸収合併することといたしました。

本議案においては、まず、キューボグループを当社に吸収合併する件（以下、本議案において「本合併」と言います。）につきまして、ご承認をお願いするものであります。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じる可能性があるため、会社法第796条第2項及び第795条第2項第1号の規定により、本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

2. 合併契約の内容の概要

本合併契約の内容は、以下のとおりであります。

吸収合併契約書（写）

株式会社キャリア（以下「甲」という。）、株式会社キューボグループ（以下「乙」という。）及び株式会社キューボ（以下「丙」という。）とは、各会社の合併に関して、次のとおり契約する。

（存続会社と解散会社）

第1条 甲は乙を合併して存続し、乙は解散するものとする（以下「第1合併」という。）。)

2 第1合併の効力発生を停止条件として、甲は丙を合併して存続し、丙は解散するものとする（以下「第2合併」という。）。)

3 本契約当事者の商号及び住所は次のとおりである。

甲：第1合併及び第2合併の吸収合併存続会社

商号：株式会社キャリア

住所：東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号キャロットタワー

乙：第1合併の吸収合併消滅会社

商号：株式会社キューボグループ
住所：東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
丙：第2合併の吸収合併消滅会社
商号：株式会社キューボ
住所：東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号MFPR渋谷ビル

(効力発生日)

- 第2条 第1合併が効力を発生する日を令和7年7月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。
- 2 第2合併が効力を発生する日を令和7年7月1日とする。ただし、その日までに合併に必要な手続を行うことができないときは、甲丙協議の上、これを変更することができる。

(合併対価の交付及び割当て)

- 第3条 甲は乙の全株式を所有しており、乙との第1合併では一切の対価を交付しない。
- 2 第1合併の効力発生により、甲は丙の全株式を所有することになるので、丙との第2合併では一切の対価を交付しない。

(資本金及び準備金の額)

- 第4条 甲は、前条第1項のとおり合併による新株の発行割当をしないから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。
- 2 甲は、前条第2項のとおり合併による新株の発行割当をしないから、その資本金の額及び資本準備金の額を増加しないものとする。

(合併承認決議)

- 第5条 甲、乙及び丙は、第1合併及び第2合併の効力発生日の前日までに、それぞれ本契約の承認及び合併に必要な事項に関する機関決定を行うことを要する。

(権利義務全部の承継)

- 第6条 甲は第1合併の効力発生日において、乙の従業員全員、資産及び負債その他権利義務一切を承継する。

- 2 甲は第2合併の効力発生日において、丙の従業員全員、資産及び負債その他権利義務一切を承継する。

(善管注意義務)

- 第7条 第1合併につき、甲及び乙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。
- 2 第2合併につき、甲及び丙は、本契約の締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の運営及び財産の管理を行うものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲丙協議の上、これを行うものとする。

(解散費用)

- 第8条 乙及び丙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

(合併条件の変更等)

- 第9条 第1合併につき、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び乙の財産又は経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。
- 2 第2合併につき、本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲及び丙の財産又は経営状態に重要な変動を生じたとき、もしくは、隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲丙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(規定外条項)

- 第10条 本契約に定める事項のほか、第1合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議の上、これを決定する。
- 2 本契約に定める事項のほか、第2合併に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲丙協議の上、これを決定する。

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙及び丙は原本の写しを保有する。

令和6年11月28日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号キャロットタワー

(甲) 株式会社キャリア

代表取締役 川嶋 一郎 ㊟

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号

(乙) 株式会社キューボグループ

代表取締役 川嶋 一郎 ㊟

東京都渋谷区渋谷一丁目2番5号MFPR渋谷ビル

(丙) 株式会社キューボ

代表取締役 竹上 雅彦 ㊟

3. 会社法施行規則第191条各号に定める内容の概要

(1) 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

また、本合併による当社の資本金及び準備金の変動はありません。

(2) 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社についての事項

①吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類の内容

株式会社キューボグループおよび株式会社キューボの最終事業年度に係る計算書類の内容は、別紙（株式会社キューボグループおよび株式会社キューボの最終事業年度に係る計算書類等）のとおりです。

②吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(株式会社キューボグループの最終事業年度に係る計算書類等)

事業報告

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、100%出資親会社の株式会社キャリアのもと、株式会社キューボの統括・管理を行っているホールディングス会社になります。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

引き続き株式会社キューボを安定させる体制維持が主たる課題と考えております。

(5) 財産および損益の状況の推移

当社の財産の状況及び損益

区 分	第3期 (2021年9月期)	第4期 (2022年9月期)	第5期 (2023年9月期)	第6期 (2024年9月期)
売上高 (千円)	—	—	—	—
営業損失 (千円)	276	279	281	358
当期純損失 (千円)	529	602	604	681
1株当たり当期純損失 (円)	529.20	602.19	604.17	681.54
総資産 (千円)	32,108	31,848	31,586	31,307
純資産 (千円)	△1,543	△2,145	△2,749	△3,431
1株当たり純資産 (円)	△1,543.55	△2,145.73	△2,749.91	△3,431.44

(注) 1株当たり当期純損失の算出に際しては期中平均発行済株数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社キャリアであり、同社は当社の株式を1,000株（議決権比率100%）保有しております。

(7) 主要な事業内容(2024年9月30日現在)

次の事業を主要なものとして営んでおります。

- ・子会社の経営管理

(8) 主要な事業所(2024年9月30日現在)

本社：東京都世田谷区

(9) 重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 10,000株

(2) 発行済株式の総数 1,000株

(3) 当事業年度末株主数 1名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	所有株式数（株）	持株比率（%）
株 式 会 社 キ ャ リ ア	1,000	100

(注) 持株比率は、発行済株式の総数に対する割合であります。

(5) 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年9月30日)

地 位	氏 名	担当または重要な兼務の状況
代表取締役	川 嶋 一 郎	(株)キャリア 代表取締役
取 締 役	竹 上 雅 彦	(株)キャリア 執行役員

(本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。)

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	342	流 動 負 債	34,739
現金及び預金	342	短期借入金	32,500
その他	0	未払金	2,169
固 定 資 産	30,965	未払法人税等	70
投資その他の資産	30,965	負 債 合 計	34,739
関係会社株式	30,965	(純資産の部)	
		株 主 資 本	△3,431
		資 本 金	100
		利 益 剰 余 金	△3,531
		その他利益剰余金	△3,531
		繰越利益剰余金	△3,531
		純 資 産 合 計	△3,431
資 産 合 計	31,307	負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,307

損益計算書

2023年10月1日から
2024年9月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		-
売 上 原 価		-
売 上 総 利 益		-
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		358
営 業 損 失		358
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	0
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	252	252
経 常 損 失		611
税 引 前 当 期 損 失		611
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		70
当 期 純 損 失		681

株主資本等変動計算書

2023年10月1日から
2024年9月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100	-	-	-	△2,849	△2,849	△2,749	△2,749
当期中の変動額								
剰余金の配当								
当 期 純 利 益					△681	△681	△681	△681
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)								
当期中の変動額合計	-	-	-	-	△681	△681	△681	△681
当 期 末 残 高	100	-	-	-	△3,531	△3,531	△3,431	△3,431

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法
該当事項はありません。
- (2) 引当金の計上基準
該当事項はありません。
- (3) その他計算書類の基本となる重要事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の数 1,000株
- (2) 自己株式の数 一株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. その他の注記

該当事項はありません。

以上

(株式会社キューボの最終事業年度に係る計算書類等)

事業報告

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社では介護・医療・保育・IT業界に特化した人材派遣サービス「リアルジョブ」と北海道エリアでの運送業界に特化した求人サービス「リアルジョブドライバー」の運営を行っております。

「リアルジョブ」事業では、医療・介護業界の採用動向を熟知したプロが派遣のお仕事探しからご就業後まで、完全無料で徹底サポートをすることで、ライフワークバランスの改善や人間関係への悩みなどの現職の悩みの相談だけでも受け付けており、徹底したサポートをすることで、当事業年度においても大きく利益を獲得いたしました。

「リアルジョブドライバー」事業では、働き方改革法案によりドライバーの労働時間に上限が課されるいわゆる2024年問題解消のため、これまで主に札幌において行ってきた事業運営を、関東・関西へ展開すべく拠点の設立を行いましたが、人的リソース確保が困難となり事業撤退の判断をいたしました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に、株式会社キャリアに対して短期借入金180,000千円を返済いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、労働者派遣法その他関連法令に従い、厚生労働大臣の許可を受け、人材派遣事業を行っております。現時点において、当社は、労働者派遣法等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により、当社並びにその役職員が法令に抵触した場合には、許可の取り消し又は業務の停止等の処分を受ける可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、労働者派遣法その他関連法令については、経済環境・社会環境の変化に応じて改正される可能性が高く、改正内容によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 財産および損益の状況の推移

当社の財産の状況及び損益

区 分	第5期 (2021年9月期)	第6期 (2022年9月期)	第7期 (2023年9月期)	第8期 (2024年9月期)
売上高 (千円)	1,142,107	1,318,293	1,829,937	2,513,782
経常利益 (千円)	121,694	81,723	52,110	139,717
当期純利益 (千円)	77,804	58,295	85,759	74,848
1株当たり当期純利益 (円)	25,934.97	19,431.71	28,586.36	24,949.43
総資産 (千円)	702,938	510,620	778,446	659,950
純資産 (千円)	140,545	198,840	284,599	359,447
1株当たり純資産 (円)	46,848.42	66,280.13	94,866.49	119,815.92

(注) 1株当たり当期純利益の算出に際しては期中平均発行済株数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社キューボグループであり、同社は当社の株式を1,770株（議決権比率59%）保有しております。

(7) 主要な事業内容(2024年9月30日現在)

次の事業を主要なものとして営んでおります。

- ・人材派遣、人材紹介等の人材サービス業

(8) 主要な事業所(2024年9月30日現在)

本社：東京都渋谷区

(9) 重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 3,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,000株
- (3) 当事業年度末株主数 2名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
株式会社キューボグループ	1,770	59
株式会社キャリア	1,230	41

(注) 持株比率は、発行済株式の総数に対する割合であります。

(5) 株式会社の状況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役及び監査役に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等 (2024年9月30日)

地 位	氏 名	担当または重要な兼務の状況
代表取締役	竹 上 雅 彦	(株)キャリア 執行役員
取 締 役	蒲 原 翔 太	(株)キャリア 取締役

(本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。)

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	654,431	流 動 負 債	300,502
現金及び預金	404,111	未払金	16,205
売掛金	231,371	未払費用	163,195
前払費用	19,903	未払法人税等	35,542
未収入金	332	未払消費税等	74,296
立替金	2,603	預り金	11,262
貸倒引当金	△3,890	その他	1
固 定 資 産	5,519	負 債 合 計	300,502
有 形 固 定 資 産	3	(純資産の部)	
建物付属設備	0	株主資本	359,447
車両運搬具	0	資本金	45,000
工具器具備品	3	資本剰余金	25,000
無形固定資産	5,067	資本準備金	25,000
ソフトウェア	5,067	利益剰余金	289,447
投資その他の資産	447	その他利益剰余金	289,447
出資金	10	繰越利益剰余金	289,447
長期貸付金	5		
破産更生債権等	139		
敷金差入保証金	293	純 資 産 合 計	359,447
資 産 合 計	659,950	負 債 ・ 純 資 産 合 計	659,950

損益計算書

2023年10月1日から
2024年9月30日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,513,782
売 上 原 価		1,974,566
売 上 総 利 益		539,215
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		398,491
営 業 利 益		140,724
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	52	
雑 収 入	103	156
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,119	
雑 損 失	44	1,163
経 常 利 益		139,717
特 別 損 失		
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	19,605	19,605
税 引 前 当 期 利 益		120,112
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		45,263
当 期 純 利 益		74,848

株主資本等変動計算書

2023年10月1日から
2024年9月30日まで

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	45,000	25,000	25,000	-	214,599	214,599	284,599	284,599
当期中の変動額								
剰余金の配当								
当 期 純 利 益					74,848	74,848	74,848	74,848
株主資本以外の項目の 当期の変動額(純額)								
当期中の変動額合計	-	-	-	-	74,848	74,848	74,848	74,848
当 期 末 残 高	45,000	25,000	25,000	-	289,447	289,447	359,447	359,447

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…定率法によっております。

無形固定資産…定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) その他計算書類の基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当する事項はありません。

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の数 3,000株

(2) 自己株式の数 一株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. その他の注記

該当事項はありません。

以上

- (4) 吸収合併存続会社についての事項（吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）
該当事項はありません。

第4号議案 当社と株式会社キューボとの合併契約承認の件

1. 合併を行う理由

第3号議案において記載した合併目的の下、当社連結子会社5社のうち、2社を吸収合併するにあたり、本議案においては、株式会社キューボを当社に吸収合併する件（以下、本議案において「本合併」と言います。）につきまして、ご承認をお願いするものであります。

なお、本合併に伴い、当社においては合併差損が生じる可能性があるため、会社法第796条第2項及び第795条第2項第1号の規定により、本合併に係る吸収合併契約のご承認をお願いするものであります。

2. 合併契約の内容の概要

本合併契約の内容は、第3号議案に記載したとおりであります。

3. 会社法施行規則第191条各号に定める内容の概要

第3号議案に記載したとおりであります。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の理由等により社外取締役を含む当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行すること、並びに新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の報酬額は、2019年12月24日開催の当社第11回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額100,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬額は年額50,000千円以内とそれぞれご承認頂いております

また、当社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額は、上記取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額とは別枠で、2019年12月24日開催の第11回定時株主総会において、年額300,000千円以内とご承認いただき、今日に至っております。

今般、当社は、社外取締役を含む当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)について、従来以上に当社の中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意欲や士気をより一層高め、株価変動によるメリットとリスクを株主のみならず一層共有するため、現在の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額の定めを廃止し、改めて社外取締役を含む当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額を年額350,000千円以内(うち社外取締役分は50,000千円以内)とし、かかる範囲内でストックオプションとしての新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名(うち社外取締役1名)ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名(うち社外取締役は1名)となります。したがって、本議案の対象となる取締役は4名となります。

上記新株予約権に関する報酬額は、企業価値・株主価値の向上への意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、会社業績並びに当社における業務執行の状況や貢献度等を勘案して定めたものであり、その内容は相当なものであると考えております。

1. 新株予約権を特に有利な条件で発行する理由

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員の当社の業績向上に対する意欲、士気を一層高め、さらなる企業価値の向上を図ること。

2. 新株予約権の総数

7,500個を上限とする。

このうち、社外取締役を含む当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与する新株予約権は6,900個（うち社外取締役分は2,300個）を、株主総会の開催日から1年以内の日に発行する新株予約権の数の上限とする。なお、上記上限の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権を行使することができる期間

割当決議日後2年を経過した日から当該決議日後10年以内の範囲内

4. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式750,000株を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的である普通株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

また、本株主総会終了後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うこ

とができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値の金額とする。ただし、その金額が発行日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、発行日の終値とする。

ただし、以下 i、ii、または iii の各事由が生じたときは、各算式により調整された行使価額に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1円未満の端数を切り上げる。

i 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ii 当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の既発行株式数は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、新規発行株式数を処分する自己株式の数、募集株式発行前の株価を自己株式処分前の株価にそれぞれ読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発

行前の株価は、当社株式に市場価格がない場合、調整前行使価額とし、当社株式に市場価格がある場合、直前の当社優先市場における最終取引価格とする。

iii 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、または当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

8. 新株予約権の取得条項

- (1) 以下の i、ii、iii、iv または v のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
 - i 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ii 当社が分割会社となる分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
 - iii 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - iv 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - v 新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (2) 新株予約権者が、下記11. (1)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約

権を行使できなくなった場合もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができる。

9. 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記4. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

i 交付される1個当たりの新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ii 再編後払込金額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記5. で定められる行使価額を調整して得られる額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効

力発生日のうちいずれか遅い日から、上記3. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記6. に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項

上記8. に準じて決定する。

- (9) その他の新株予約権の行使の条件

下記11. に準じて決定する。

10. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

11. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

- (2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

- (3) 本新株予約権の権利行使期間の間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が580円を上回った場合に、保有する本新株予約権の94%を行使できるものとする。

- (4) 本新株予約権の権利行使期間の間に、東京証券取引所における当社普通取引の普通取式の終値が1,740円を上回った場合に、保有する本新株予約権の全部を行使できるものとする。

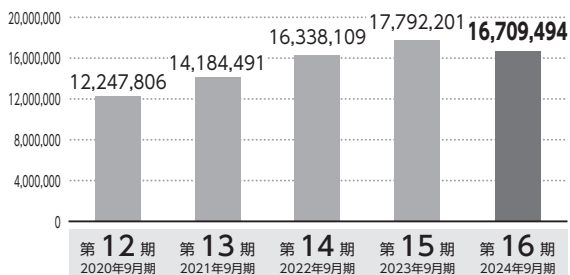
12. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないものとする。

以上

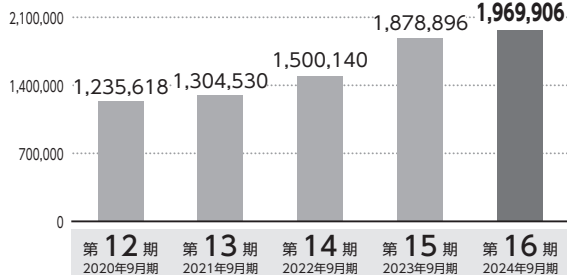
● 売上高

(単位：千円)



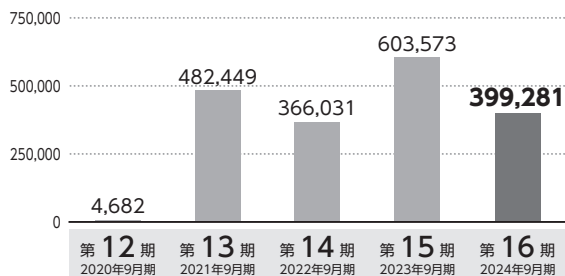
● 株主資本

(単位：千円)



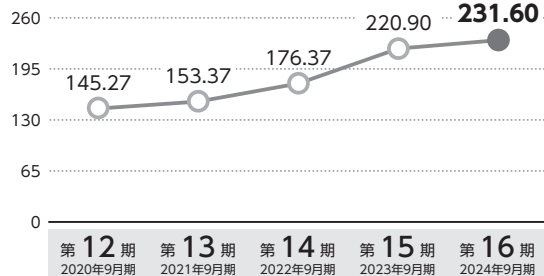
● 経常利益

(単位：千円)



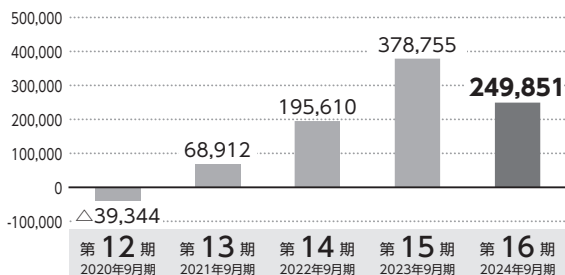
● 1株当たり純資産

(単位：円)



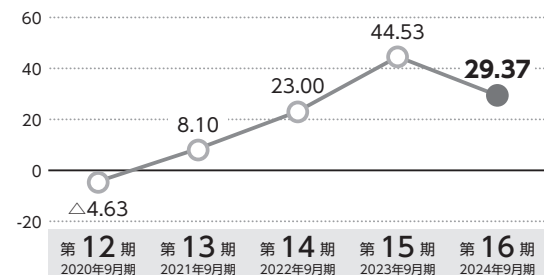
● 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：千円)



● 1株当たり当期純利益

(単位：円)



E3
CAREER

UD
FONT

第16回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

事業報告

企業集団の現況に関する事項
事業の経過及び成果
対処すべき課題
財産及び損益の状況の推移
主要な事業内容
主要な営業所
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
会社役員
責任限定契約の内容の概要
社外役員に関する事項
役員等賠償責任保険契約に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告
計算書類に係る会計監査人の会計監査報告
監査等委員会の監査報告

株式会社キャリア

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が継続することが見込まれます。一方で、欧米における高い金利水準の継続や中国経済の先行き懸念、エネルギーコストや原材料価格の高騰による物価上昇が継続し、家計・企業を取り巻く環境は改善傾向にあるものの予断を許さない状況が継続しております。

2024年4月1日以降、雇用されている勤務医には時間外・休日労働時間の上限規制が適用されます。看護師の働き方改革は、医師の働き方改革の影響を受ける可能性を考慮する必要があります。そのため、医師の労働時間を減らすためには、看護師に一部の業務をタスクシェアすることになることが想定されます。これにより、看護師などのエッセンシャルワーカー派遣領域を主力事業として取り扱う当社におきましては、高まる需要に対して、これまで以上に看護師の確保に努める方針です。

当社グループの事業領域である人材サービス業界においては、2024年9月の有効求人倍率は1.24倍（前年同月は1.29倍。厚生労働省調査）、完全失業率が2.4%（前年同月は2.6%。総務省統計局調査）となっており、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の数値までは回復していませんが、経済活動・社会活動の活性化に伴い、企業の求人ニーズは、安定的に推移しております。

このような経営環境の中、当社は継続的な企業価値の向上を実現すべく、既存事業の継続成長及び中長期での業績向上を目的とした新たな取り組みを実施してまいりました。しかし、売上高はコールセンター派遣リソースの活用によるBPO事業へのシフトを図ったものの期初予想を下回る結果となり、利益面は大きく寄与していた高利益率のコロナ禍特需案件の剥落及び来期以降に繋がるための広告宣伝費の運用・DXによるオペレーションの効率化等の施策への積極的な投資を今まで以上に実施した結果、期初計画及び前年同期を大きく下回る結果となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は16,709,494千円（前年同期比6.1%減）、営業利益は428,855千円（前年同期比29.5%減）、経常利益は、399,281千円（前年同期比33.8%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は249,851千円（前年同期比34.0%減）となりました。

なお、当社グループは「高齢化社会型人材サービス」の単一セグメントであります。事業別の業績を示すと以下のとおりであります。

(イ) シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との2つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。当連結会計年度につきましては、中長期的な計画として、コールセンター派遣事業のリソースの活用によるBPO事業へのシフトを図っておりましたが、リードタイムが遅れております。一方で、シニアワーク事業内における販売費及び一般管理費を圧縮し、利益率の改善に努めました。引き続き取扱い職種の開拓及び新たな働き方の提案が課題であると認識しており、シニア活用コンサルタントの採用育成の強化を図っております。

この結果、シニアワーク事業の売上高は2,565,324千円(前年同期比44.9%減)となりました。

(ロ) シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。前連結会計年度の売上高で高い割合を占めていた新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の特需案件が当連結会計年度はほぼ含まれていないものの、既存支店を中心にワクチン特需後も堅調な需要を取り込み、またエリアを拡大して需要を取り込む動きをいたしました。これにより、特需売上の剥落を補う形で、既存事業を大きく伸長させました。また、自社求人サイト内のコンテンツを拡充させ、既存支店においては、登録スタッフ増加のための広告宣伝の強化、従業員採用の強化を図っております。

この結果、シニアケア事業の売上高は14,144,169千円(前年同期比7.7%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第15期 (2023年9月期) (前連結会計年度)		第16期 (2024年9月期) (当連結会計年度)		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
シニアワーク事業	4,655,976	26.2	2,565,324	15.4	△2,090,652	△44.9
シニアケア事業	13,136,224	73.8	14,144,169	84.6	1,007,944	7.7
計	17,792,201	100.0	16,709,494	100.0	△1,082,707	△6.1

(2) 対処すべき課題

当社は「高齢化社会型人材サービス」企業として、働くことを選ぶ多くのシニアに就業機会を提供すること、及び、慢性的な人材不足である介護業界の人材の課題を解決するため、そして健全な企業として成長を続けていくために、当社が対処すべき課題は以下のとおりであると認識しております。

① シニア人材における就業機会の拡大についての課題

シニアの就業機会の選択肢を増やすためには、多様で柔軟な働き方をより一層推進することが必要になります。特にシニアは体力の低下に不安を抱いている人が多いため、フレックスタイム、短時間勤務・短日数勤務、テレワークなどの選択肢をいかに増やせるかが課題と考えています。

また、シニアはご自身がこれまで培ってきたスキルやノウハウを活かせる仕事を望む人が多く、派遣先企業が求める人物像とのミスマッチが発生する懸念も強くあります。そのため、派遣先とのマッチング機能の強化やリカレント・リスキリング教育の充実などによって、ミスマッチを極小化する取り組みも重要な課題と認識しています。

② 業績の成長性における課題

人材採用におけるニーズにおいては、数年単位での局所的な波はあるものの、長期的には引き続き存在し続けるものと考えており、その中でもシニア就労、介護業界の人材ニーズは成長し続けるものと考えております。しかしながら、社会保険料拡大や、最低賃金の高騰など企業における人員関連費用の高騰圧力などは実感しており、過去と同じことをしている状況では利益率を圧迫する圧力がかかり続けるという課題があると認識しております。

クライアント企業様と協力し、ご理解をいただきながら、様々な経営努力、チャレンジを行うことで利益確保を行っていく所存でございます。

③ 事業開発における課題

人材サービスのDX化は日々進んでおり、今までの人材派遣、紹介事業のやり方を続けている限り、市場は成長したとしても、シェアの確保や生産性の部分で競争力を失う可能性があり、生産性の高い人材サービスの開発や、生産性を高める業務のDX化の推進を進めていく必要性を感じております。また、経営環境の変化に対応できるよう、人材サービス以外のシニア市場向けサービス等においても、つねにトライし続けなければいけないと考えております。

④ 経営管理体制における課題

企業規模の拡大に伴い、ガバナンスの強化について、日々の業務の中で意識せずとも自然と守られる仕組みづくりが課題と考えております。従来の教育や指導による強化も並行しつつも、スマートな社内システムを構築することで、0にすることが難しいヒューマンエラーなどがそもそも起きない体制の構築を目指します。また、同様に生産性を高めることも課題と認識しており、システムに依存できるところはシステムに変更し、人が行うべき業務により集中できるよう、日々改善を行ってまいります。

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 13 期 (2021年9月期)	第 14 期 (2022年9月期)	第 15 期 (2023年9月期)	第 16 期 (当連結会計年度) (2024年9月期)
売 上 高 (千円)	14,184,491	16,338,109	17,792,201	16,709,494
経 常 利 益 (千円)	482,449	366,031	603,573	399,281
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	68,912	195,610	378,755	249,851
1株当たり当期純利益 (円)	8.10	23.00	44.53	29.37
総 資 産 (千円)	4,831,558	4,925,630	5,106,944	4,407,709
純 資 産 (千円)	1,392,336	1,644,749	2,034,153	2,004,823
1株当たり純資産 (円)	153.37	176.37	220.90	231.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式数を除く）に基づき算出しております。
3. 第14期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第14期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 13 期 (2021年9月期)	第 14 期 (2022年9月期)	第 15 期 (2023年9月期)	第 16 期 (当事業年度) (2024年9月期)
売 上 高 (千円)	12,351,247	14,004,717	15,141,402	13,747,270
経 常 利 益 (千円)	446,866	344,355	528,787	277,874
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△12,403	229,445	340,382	147,188
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△1.46	26.98	40.02	17.30
総 資 産 (千円)	4,241,088	4,573,229	4,596,776	4,110,177
純 資 産 (千円)	1,365,686	1,620,523	1,957,418	2,093,225
1株当たり純資産 (円)	157.69	184.67	224.69	241.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式数を除く)に基づき算出しております。
3. 第14期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第14期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

(4) 主要な事業内容 (2024年9月30日現在)

事業区分	区分	就労場所	業務内容
シニアワーク事業	ビルメンテナンス	オフィスビル、マンション、商業施設等	施設清掃、設備管理、通信系軽作業
	ベッドメイキング	ホテル等	客室清掃、ベッドメイキング
	オフィスワーク	官公庁、一般企業、コールセンター等	データ入力作業、書類整理・管理等、コールセンター
	ロジスティックス	物流業、引越等	倉庫内軽作業(ピッキング仕分け、梱包等)、引越梱包・開梱の作業
	有資格者紹介	建設業、一般企業等	施工管理、経理・監査等

事業区分	就労場所	主な登録有資格者
シニアケア事業	入所介護型施設	看護師、准看護師、介護士
	在宅介護型施設	
	医療機関等	
	各顧客宅	

(5) 主要な営業所 (2024年9月30日現在)

名	称	所	在	地	
本	社	東京	都	世田谷区	
札幌	幌	支	店	北海道札幌市中央区	
仙台	台	支	店	宮城県仙台市青葉区	
郡山	山	支	店	福島県郡山市	
新潟	潟	支	店	新潟県新潟市中央区	
金沢	沢	支	店	石川県金沢市	
高崎	崎	支	店	群馬県高崎市	
水戸	戸	支	店	茨城県水戸市	
大宮	宮	支	店	埼玉県さいたま市大宮区	
渋谷	谷	支	店	東京都渋谷区	
竹	の	塚	支	店	東京都足立区
船橋	橋	支	店	千葉県船橋市	
横浜	浜	支	店	神奈川県横浜市西区	
松本	本	支	店	長野県松本市	
静岡	岡	支	店	静岡県静岡市駿河区	
名古屋	古	屋	支	店	愛知県名古屋市中区
三重	重	支	店	三重県津市	
京都	都	支	店	京都府京都市下京区	
奈良	良	支	店	奈良県橿原市	
大阪	阪	支	店	大阪府大阪市北区	
神戸	戸	支	店	兵庫県神戸市中央区	
岡山	山	支	店	岡山県岡山市北区	
広島	島	支	店	広島県広島市中区	
徳島	島	支	店	徳島県徳島市	
松山	山	支	店	愛媛県松山市	
福岡	岡	支	店	福岡県福岡市博多区	
熊本	本	支	店	熊本県熊本市中央区	
鹿児島	児	島	支	店	鹿児島県鹿児島市
沖縄	縄	支	店	沖縄県那覇市	

(6) 使用人の状況 (2024年9月30日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
317 (66) 名	9名増 (3名減)	29.0歳	1.7年

(注) 使用人数は就業人員数であり、臨時従業員数（アルバイト含む）は、() 内に年間平均人員数（小数点以下を四捨五入）を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年9月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	500,000千円
株式会社三井住友銀行	100,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000千円
株式会社りそな銀行	100,000千円

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年9月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 8,624,320株
- ③ 株主数 3,075名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
川 嶋 一 郎	4,270,520株	50.21%
株 式 会 社 S B I 証 券	795,750	9.36
楽 天 証 券 株 式 会 社	240,900	2.83
水 谷 桂 子	229,400	2.70
株 式 会 社 く ふ う カ ン パ ニ ー	116,900	1.37
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	110,800	1.30
内 木 真 哉	108,000	1.27
株 式 会 社 オ ー プ ン ル ー プ	92,600	1.09
竹 上 雅 彦	77,400	0.91
野 村 証 券 株 式 会 社	75,300	0.89

(注) 当社は、自己株式118,600株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し、小数点第3位を四捨五入して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

I 第7回新株予約権 2020年12月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使金額 1株につき363円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - ①新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
 - ②その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間 2023年12月1日から2030年12月23日

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1,724個	普通株式 172,400株	2名

II 第8回新株予約権 2020年12月25日開催の取締役会の決議による新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要しない
- ② 新株予約権の行使金額 1株につき363円
- ③ 新株予約権の行使条件
 - ①2021年9月期から2023年9月期の有価証券報告書に記載された当社グループの連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における合計の営業利益が下記に掲げる各金額以上となった場合に限り、行使することができる。行使可能な本新株予約権の個数は、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までとし、行使する本新株予約権

の通算個数が以下に定める個数を超える場合、行使できないものとする。

営業利益が426百万円未満の場合：

行使できないものとする

営業利益が426百万円以上568百万円未満の場合：

割当個数の60%

営業利益が568百万円以上710百万円未満の場合：

割当個数の80%

営業利益が710百万円以上の場合：

割当個数の100%

②上記①の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益等の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で認めた場合はこの限りではないものとする。

③新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

④その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

④ 新株予約権の行使期間 2024年12月1日から2030年12月23日

⑤ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	保有者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	1,724個	普通株式 172,400株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役（監査等委員を除く。）及び各監査等委員である取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(2) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	池田 脩太郎		重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	岩見 和磨	菅尾・岩見法律事務所 代表	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	舘 充保	設楽・阪本法律事務所 弁護士 株式会社コープミート 監査役 全農エネルギー株式会社 社外監査役 株式会社C&Fロジホールディングス 社外 取締役（監査等委員）	重要な取引及びその他の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	山本 和成	山本和成公認会計士・税理士事務所 所長	重要な取引及びその他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役	池田脩太郎	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のすべてに出席し、書面決議を3回行いました。出席した取締役会において、事業開発分野の豊富な経験と幅広い幅広い識見に基づき、職務執行の監督の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	岩見和磨	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のすべてに出席し、書面決議を3回行いました。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、企業法務の実務経験が長い弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	舘 充保	社外取締役就任後に開催された取締役会10回のすべてに出席し、書面決議を3回行いました。また、社外取締役就任後に開催された監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営を統治する識見と弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山本和成	当事業年度に開催された取締役会12回のすべてに出席し、書面決議を4回行いました。また、当事業年度に開催された監査等委員会13回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、すべての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、今後2025年6月に当該契約を更新する予定です。当該保険契約は、株主や第三者様から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を填補するものです。ただし、役員等による犯罪行為等に起因する損害賠償請求については、填補の対象外としております。なお、保険料は当社が全額負担をしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 かがやき監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

記載すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に当該議案を株主総会の目的とすることを請求します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会を選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下のとおり定めております。

- ① 当社の取締役及び使用人及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、当社グループの取締役及び使用人が法令及び定款に適合する職務を遂行するために、社内における行動規範を制定し、法令遵守はもちろんのこと、社内におけるコンプライアンスに対する意識の向上に努めるものとする。当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制の監査を行い、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会等においてこれを報告するものとする。
 - (ロ) 法令・定款及び社会規範を遵守するために、正社員就業規則等に「服務規律」を制定し、全社に周知・徹底する。
 - (ハ) 総務グループをコンプライアンスの統括部署として、コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (二) 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わないとする内部通報規程を「コンプライアンス規程」に規定するとともに、内部通報窓口を設ける。
- (ホ) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い、職務を執行する。さらに、内部環境及び外部環境の重要な変更があった場合には、統制活動に与える影響を評価し、統制活動の変更の必要性を検討するよう努める。
- (ヘ) 監査等委員である取締役は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。また、監査等委員は、内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (イ) 取締役会議事録を含むその他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いについては、法令及び「文書管理規程」などに基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理を行う。
 - (ロ) 取締役及び監査等委員である取締役は、これらの文書などを、常時閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 当社は取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い、「リスク管理規程」を制定し、当社グループ全体の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
 - (ロ) 「リスク管理規程」を定めてリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
 - (ハ) 危機発生時には、対策本部などを設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整え、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。
 - (ニ) 監査等委員である取締役及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。
 - (ホ) 取締役会は、定期的なリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
 - (ヘ) 取締役会及びコンプライアンス委員会は、不正行為の原因究明、不正を犯させるに至る動機、原因、背景等を踏まえ、再発防止策の立案及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて、当社グループ全体での再発防止策の展開等の活動を推進する。
- ④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 「取締役会規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
 - (ロ) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて適宜臨時に開催し、適切な職務執行が行える体制を確保する。

- ⑤ 当社の取締役及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (イ) 当社子会社の業務執行の状況については、定期的に取り締役会において報告されるものとする。
 - (ロ) 当社の定める「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社の経営に関わる一定の事項については、当社の関連部署との協議・報告又は取締役会の承認を義務付けるものとする。
 - (ハ) 内部監査室は、当社子会社に対する内部監査の結果を、適宜、代表取締役に報告するものとする。
- ⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (イ) 当社は、「関係会社管理規程」により子会社に対する管理基準等を定めるものとする。
 - (ロ) 取締役会は、当社の経営計画を決議し、経営管理グループはその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
 - (ハ) 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の当社の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (イ) 監査等委員会の職務は、内部監査室の使用人においてこれを補助する。
 - (ロ) 監査等委員会を補助する使用人は、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとし、取締役（監査等委員である者を除く。）及び上長などの指揮命令を受けないものとする。
 - (ハ) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- (イ) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか本社会議など重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

- (ロ) 当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
- (ハ) 当社グループの取締役及び使用人は、監査等委員会の定めに従い、監査等委員である取締役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ⑨ 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。
- ⑩ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 監査等委員会は、法令に従い、社外監査等委員を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (ロ) 監査等委員である取締役は、代表取締役社長及び内部監査室と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (ハ) 監査等委員である取締役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (ニ) 監査等委員である取締役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制
- (イ) 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
- (ロ) 当社は、反社会的勢力に対して、コーポレートディビジョンマネージャー若しくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

⑫ 財務報告に係る内部統制

- (イ) 当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査等委員会、取締役会に報告する。
- (ロ) 監査等委員である取締役は、内部統制報告書を監査し、取締役会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

⑬ I Tへの対応

- (イ) 経営者は、中長期的な展望でI Tへの取り組みを検討するよう努める。I Tの投資は、各部からの要望を集約したものと事業計画とを照らして優先順位付けをした上で実施計画を立案する。
- (ロ) 業界や取引先のI Tへの対応状況を認識し、財務報告に係る、内部統制の整備方針を決定する。
- (ハ) 経営者は、自動化した統制と手作業による統制の特徴を把握し、各リスクに対しいずれの統制が合理的かつ有効であるかを検討し、選択する。
- (ニ) 経営者は、I Tに係る全般統制及びI Tに係る業務処理統制に係るマニュアル・規程を整備するよう努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役会

当社の取締役会は、取締役7名（うち社外取締役4名）で構成されており※、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催することで迅速な経営の意思決定を行っております。取締役会は法令で定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督しております。また、監査等委員である取締役も出席し、適宜意見を述べることで経営に関する適正な牽制機能が果たされております。

また、当社は取締役会の任意の諮問機関として、取締役及び監査等委員である取締役の指名、取締役の報酬に関する意思決定等に独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保し、取締役会における意思決定プロセスの公正性、客観性及び透明性を向上させ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ることを目的に、指名・報酬委員会を設置いたしております。

※2023年12月26日をもって海老澤篤氏が辞任し、2023年12月27日以降の取締役会は、取締役6名（うち社外取締役4名）とする構成となっております。

② 監査等委員会

当社の監査等委員会は監査等委員である取締役3名（社外取締役3名）で構成されており、月1回の定時監査等委員会を開催しております。監査等委員である取締役は、取締役会及び必要に応じてその他社内の重要な会議に出席し、具体的な意見を具申するとともに、リスクマネジメント、コンプライアンスを監視できる体制をとっております。また、常勤監査等委員は、会計監査人及び内部監査室との情報交換を積極的に行うことにより、情報の共有化に努め、監査の客観性、厳密性、効率性及び網羅性を高めております。

③ 本社会議

当社の本社会議は、常勤取締役、監査等委員取締役、ディビジョンマネージャーで構成されており、原則として毎週月曜日に開催しております。本社会議は、取締役会への付議事項についての事前討議、取締役会で決定した経営基本方針に基づき、業務執行に係る重要な事項についての審議等を行い、経営活動の効率化を図っております。

④ リスク管理体制の整備について

当社は、持続的な成長を確保するため、「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。この規程は、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し、識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じることにより、万一リスクが顕在化した場合でも損害を最小限にとどめることで、会社としての社会的責任を果たし、企業価値の維持・向上を図ることを目的としております。

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、原則として年1回定期的に開催し、リスク管理システムの整備・運用に関する報告、リスク対策等に関する審議を行っております。

また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元と長期に亘る安定的な経営基盤の確保を目指し、業績に応じた適正な利益分配を実施することを基本方針としております。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、2024年11月14日開催の取締役会において1株当たり6円25銭と決議しております。

なお、当社は定款に「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める」旨を定めております。

(注) 本事業報告中の「千円」単位は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,855,161	流動負債	2,252,803
現金及び預金	2,152,744	短期借入金	800,000
売掛金	1,535,453	未払金	107,326
その他	172,089	未払費用	1,055,205
貸倒引当金	△5,125	未払法人税等	36,442
固定資産	552,547	未払消費税等	185,485
有形固定資産	269,090	返金負債	585
建物	196,049	その他	67,758
工具、器具及び備品	73,041	固定負債	150,082
車両運搬具	0	資産除去債務	136,127
無形固定資産	38,463	繰延税金負債	13,954
ソフトウェア	38,463	負債合計	2,402,886
投資その他の資産	244,993	(純資産の部)	
関係会社株式	18,204	株主資本	1,969,906
差入保証金	204,728	資本金	157,590
繰延税金資産	21,461	利益剰余金	1,964,622
その他	7,173	自己株式	△152,306
貸倒引当金	△6,573	新株予約権	34,916
資産合計	4,407,709	純資産合計	2,004,823
		負債純資産合計	4,407,709

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		16,709,494
売上原価		13,052,083
売上総利益		3,657,410
販売費及び一般管理費		3,228,555
営業利益		428,855
営業外収益		
受取利息及び配当金	169	
助成金収入	4,458	
その他	1,132	5,759
営業外費用		
支払利息	4,285	
持分法による投資損失	30,922	
和解金	30	
その他	95	35,333
経常利益		399,281
特別利益		
新株予約権戻入益	15,724	15,724
特別損失		
固定資産除却損	1,505	1,505
税金等調整前当期純利益		413,501
法人税、住民税及び事業税	128,359	
法人税等調整額	22,730	151,090
当期純利益		262,410
非支配株主に帰属する当期純利益		12,559
親会社株主に帰属する当期純利益		249,851

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
当 期 首 残 高	157,590	137,590	1,736,022	△152,306	1,878,896
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			249,851		249,851
連結子会社株式の 取得による持分の増減		△137,590	△21,250		△158,840
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△137,590	228,600	-	91,010
当 期 末 残 高	157,590	-	1,964,622	△152,306	1,969,906

	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	46,298	108,958	2,034,153
当 期 変 動 額			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			249,851
連結子会社株式の 取得による持分の増減			△158,840
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△11,381	△108,958	△120,340
当 期 変 動 額 合 計	△11,381	△108,958	△29,329
当 期 末 残 高	34,916	-	2,004,823

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

イ. 連結子会社の数 5社

ロ. 連結子会社の名称 株式会社キューボグループ
株式会社キューボ
株式会社ジョブコラボ
株式会社ウェルネスキャリアサポート
株式会社プレニチュード

ハ. 連結範囲の変更 株式会社キャストについて、2024年4月1日を効力日として、連結子会社である株式会社キューボを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称

該当事項はありません。

(3) 持分法の適用に関する事項

イ. 持分法適用会社の数 1社

ロ. 持分法適用会社の名称 株式会社JR西日本キャリア

(4) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 持分法の適用手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で仮決算を行い、その財務諸表を使用しております。

(6) 会計方針に関する事項

① 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年～10年

車両運搬具 2年

ロ. 無形固定資産 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

② 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

③ 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
繰延税金資産 21,461千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、グループ各社の過年度の業績等に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

ロ. 主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、グループ各社における翌年度の業績計画等の税引前利益を基に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールの結果により算定しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上述の見積り及び仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌年度以降の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
有形固定資産 269,090千円
無形固定資産 38,463千円
減損損失 一千円

② 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

イ. 算出方法

資産グループに減損の兆候がある場合には、当該資産グループについて、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。減損損失を認識すべきであると判定された資産グループについては、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として計上しております。

ロ. 主要な仮定

回収可能価額は使用価値で算定しております。使用価値は、事業計画等を基礎として見積もった将来キャッシュ・フローを使用しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画等に基づく最善の見積りにより行っておりますが、将来の予測不能な事業環境等の変化によって、回収可能価額が帳簿価額を下回った場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社グループでは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	2,100,000千円
借入実行残高	800,000千円
差引額	1,300,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 110,442千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	8,624,320	—	—	8,624,320

(2) 剰余金の配当に関する事項

- ① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

② 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	53,160千円	6円25銭	2024年9月30日	2024年12月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,869株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループでは、資金調達については、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、契約先の信用リスクに晒されております。

未払費用及び未払消費税等は、1年以内の支払期日であります。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であり、金融機関からの借入により調達しております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、定期的に相手先の状況をモニタリングし、回収懸念の早期把握や軽減を行っております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、「現金及び預金」、「売掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、関係会社株式（連結貸借対照表計上額18,204千円）は、市場価格のない株式等であります。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	204,728千円	184,259千円	△20,468千円

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	184,259	－	184,259

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 231円60銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円37銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	シニアワーク事業	シニアケア事業	合計
顧客との契約から生じる収益	2,565,324	14,144,169	16,709,494

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① シニアワーク事業

シニアワーク事業は、主にコールセンター、公共機関における事務作業を行うホワイトカラー職種とビルメンテナンス、ベッドメイキング、ロジスティックスなどの身体的な作業を行うブルーカラー職種との2つの分野においてアクティブシニアの人材派遣、人材紹介及び業務請負を行っております。人材派遣サービスについては、当社グループと雇用契約を締結したスタッフが、当社グループの従業員として、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する事業となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて売上を計上しております。人材紹介サービスにおける職業安定法に基づく有料職業紹介については、通常、応募者の顧客への入社的事实を以て基本的な履行義務が充足されると判断しており、応募者の顧客への入社により顧客との契約において約束された応募者の想定年収等を基にした金額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な差異が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。また、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。

② シニアケア事業

シニアケア事業は、主に介護施設に対して、看護師や介護士等の有資格者の人材派遣、人材紹介及び紹介予定派遣を行っております。人材派遣サービスについては、当社グループと雇用契約を締結したスタッフが、当社グループの従業員として、契約で定められた期間、派遣先企業で就業する事業となります。履行義務は派遣スタッフの労働力の提供に応じて充足されると判断し、派遣スタッフの派遣期間における稼働実績に応じて売上を計上しております。人材紹介サービスにおける職業安定法に基づく有料職業紹介については、通常、応募者の顧客への入社的事实を以て基本的な履行義務が充足されると判断しており、応募者の顧客への入社により顧客との契約において約束された応募者の想定年収等を基にした金額から、早期の退職等が発生した場合の返金値引を控除した金額で測定しております。過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づいて見積りを行い、重要な差異が生じない可能性が高い範囲で収益を認識しております。また、早期の退職等が発生した場合の返金値引の見積控除金額は、「返金負債」に含まれるものとして認識しております。

(3) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた資産 (期首残高)	1,621,942
顧客との契約から生じた資産 (期末残高)	1,535,453
契約負債 (期首残高)	730
契約負債 (期末残高)	585

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権は、「売掛金」に、契約負債は「返金負債」に含まれております。

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,947,760	流動負債	1,931,036
現金及び預金	1,519,731	短期借入金	800,000
売掛金	1,260,582	未払金	99,426
前払費用	54,135	未払費用	879,742
その他	114,132	未払消費税等	100,625
貸倒引当金	△822	預り金	26,786
固定資産	1,162,416	返金負債	585
有形固定資産	75,726	その他	23,870
建物	73,357	固定負債	85,915
工具、器具及び備品	2,369	資産除去債務	85,915
無形固定資産	33,650	負債合計	2,016,952
ソフトウェア	33,650	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,053,040	株主資本	2,058,308
関係会社株式	482,006	資本金	157,590
関係会社長期貸付金	412,500	資本剰余金	137,590
差入保証金	174,844	資本準備金	137,590
破産更生債権等	6,573	利益剰余金	1,915,434
長期前払費用	149	利益準備金	5,000
繰延税金資産	21,461	その他利益剰余金	1,910,434
その他	10	繰越利益剰余金	1,910,434
貸倒引当金	△44,505	自己株式	△152,306
資産合計	4,110,177	新株予約権	34,916
		純資産合計	2,093,225
		負債純資産合計	4,110,177

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		13,747,270
売上原価		10,672,770
売上総利益		3,074,500
販売費及び一般管理費		2,800,580
営業利益		273,919
営業外収益		
受取利息	3,035	
助成金収入	4,458	
その他	828	8,321
営業外費用		
支払利息	4,285	
和解金	30	
その他	51	4,366
経常利益		277,874
特別利益		
新株予約権戻入益	15,724	15,724
特別損失		
固定資産除却損	1,505	
関係会社株式評価損	54,036	55,541
税引前当期純利益		238,057
法人税、住民税及び事業税	82,093	
法人税等調整額	8,776	90,869
当期純利益		147,188

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年10月1日から
2024年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,763,246	1,768,246
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					147,188	147,188
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	147,188	147,188
当 期 末 残 高	157,590	137,590	137,590	5,000	1,910,434	1,915,434

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計		
当 期 首 残 高	△152,306	1,911,120	46,298	1,957,418
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益		147,188		147,188
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△11,381	△11,381
当 期 変 動 額 合 計	－	147,188	△11,381	135,806
当 期 末 残 高	△152,306	2,058,308	34,916	2,093,225

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具、器具及び備品 5年～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(重要な会計上の見積り)

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 482,006千円

関係会社株式評価損 54,036千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

市場価格のない関係会社株式について、当該関係会社の財政状態の悪化又は超過収益力の減少により実質価額が著しく下落し、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない場合には、実質価額まで減損処理する方針としております。

② 主要な仮定

関係会社株式の評価は将来の事業計画に基づく回収可能性を基礎としております。当該見積りには、経営環境等の外部要因に関する情報や、当社及び関係会社各社が用いている内部の情報（予算及び過年度実績等）を用いております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症において経験したような大きな社会的影響が再度発生したことで、上記の主要な仮定と将来の実績とが乖離し、翌事業年度の各関係会社の損益が悪化した場合には、翌事業年度の計算書類の損益に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額	2,100,000千円
借入実行残高	800,000千円
差引額	1,300,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 38,675千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	9,436千円
長期金銭債権	412,500千円
短期金銭債務	6,693千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

109,896千円

営業取引以外の取引高

2,940千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	118,600	—	—	118,600

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	1,269千円
未払事業所税	4,457千円
減価償却超過額	6,412千円
貸倒引当金超過額	13,879千円
フリーレント賃借料	705千円
資産除去債務	26,307千円
関係会社株式	82,116千円
新株予約権	10,691千円
その他	191千円
繰延税金資産小計	<u>146,030千円</u>
評価性引当額	<u>△101,302千円</u>
繰延税金資産合計	<u>44,728千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>△23,266千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△23,266千円</u>
繰延税金資産の純額	21,461千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)キューボ	東京都渋谷区	45,000	人材派遣	(所有)間接100.0%	役員の兼任資金の貸付	貸付金の利息(注)	1,119	-	-
							貸付金返済	180,000		
子会社	(株)ウェルネスキャリアサポート	東京都世田谷区	30,000	障がい者就労支援	(所有)直接100.0%	役員の兼任資金の貸付	貸付金の利息(注)	1,094	関係会社長期貸付金	280,000
子会社	(株)プレニチュード	東京都世田谷区	10,000	採用広告プラットフォーム事業	(所有)直接80.0%	役員の兼任資金の貸付	貸付金の利息(注)	389	関係会社長期貸付金	100,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 241円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 17円30銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月26日

株式会社キャリア
取締役会 御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 上田 勝久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森本 琢磨
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャリアの2023年10月1日から2024年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月26日

株式会社キャリア
取締役会 御中

かがやき監査法人

大阪事務所

指定社員 公認会計士 上田 勝久
業務執行社員

指定社員 公認会計士 森本 琢磨
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャリアの2023年10月1日から2024年9月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人からその構築及び運営の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人かがやき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月28日

株式会社キャリア 監査等委員会

監査等委員（社外） 岩 見 和 磨 ㊞

監査等委員（社外） 館 充 保 ㊞

監査等委員（社外） 山 本 和 成 ㊞

以 上